

株 主 各 位

東京都江東区南砂2丁目36-10

**株式会社ウェッジホールディングス**

代表取締役社長兼CEO 此 下 竜 矢

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会につきまして、下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会にご出席されない株主様におかれましては、書面にて事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします。行使期限の令和4年12月23日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年12月26日（月曜日）午後1時  
2. 場 所 東京都江東区南砂7丁目10-14  
L stay & grow 南砂町 2階

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場  
ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう  
ご注意ください。

### 3. 目的事項 報告事項

- 第21期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監  
査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第21期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款の一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以上

ご来場にあたってのお願い

- ・マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・手指消毒用のアルコール消毒液を準備しておりますのでご利用ください。
- ・感染予防にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りすることがあります。
- ・ご来場者へのお土産のご用意はございません。  
予めご了承ください。

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wedge-hd.com/>) において周知させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### 事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、減収増益となりました。売上高は6億82百万円（前年同期比88.2%減）、営業利益は85百万円（同62.4%減）、経常利益は1億60百万円（前年同期は3億92百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は55百万円（前年同期は11億83百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社事業は当連結会計年度から、「コンテンツ事業」を中心に、2つの重要な持分法適用関連会社が営む「Digital Finance事業」と「リゾート事業」で構成されております。

売上高については、前連結会計年度の末日より売上高最大のDigital Finance事業が連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したことで、当該売上高が計上されなくなったことが減少の最大要因となりました。

営業利益につきましては、コンテンツ事業において受注やロイヤリティ収入が安定的に増加していることに加え、経費が適切に配分されたことが大きく貢献し利益を伸ばすことができました。一方で、前年同期までは連結子会社であったDigital Finance事業の営業利益が取り込まれなくなったことが減少の最大要因となりました。

経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、大幅に改善し黒字化を果たしました。これは上記の改善に加え、①前年同期までは連結子会社であったDigital Finance事業の営業外費用が計上されなくなり、②前連結会計年度末に投資有価証券等の評価見直しを実行済みであったことなどから、当連結会計年度は特別損失が大幅に減少したこと、③円安による海外資産の円建て評価が増加したこと、④またコロナ禍のタイ王国が国境封鎖をしていたことによって営業停止をしていたリゾート事業が営業再開後は順調に回復し利益化したことなどが上振れ要因となり、Digital Finance事業に関わる損失が下押ししたものの、黒字化となったものであります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、前連結会計年度末に「Digital Finance事業」を担いますGroup Lease PCL.を持分法適用関連会社としたことから、当連結会計年度より「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更い

たしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、前年同期と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

#### ①コンテンツ事業

当事業の当連結会計年度における業績は、増収減益となりました。当連結会計年度における業績は、売上高6億82百万円（前年同期比3.7%増）、セグメント利益は2億56百万円（同5.6%減）となりました。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、利益改善が進んでおります。当事業の当連結会計年度における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が安定的に増加していることに加え、事業経費が適切に配分されて事業が利益貢献を果たしております。また同事業が企画開発した各種コンテンツ商品、カードゲームや書籍の人气が高く、ロイヤリティ収入なども順調でした。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、当事業は数年来リモートネットワークを推進していたこともあり、業務の遂行に大きな支障はありません。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

#### ②Digital Finance事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業となりましたが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における売上高は37億57百万円（前年同期比26.5%減）、セグメント損失は2億円（前年同期は1億87百万円のセグメント損失）となりました。

2020年におきましては、コロナ禍からの復興に入ったカンボジア並びにタイ王国と、極端に進んだ通貨安や政情不安によって経済苦境にあるミャンマー、ラオス並びにスリランカに大きく分かれてきました。カンボジア並びにタイにおいては既に新規契約が増加しており、売上高並びに利益を増加させるに至っております。一方で、経済苦境にあるミャンマー、ラオス並びにスリランカでは輸入に頼るオートバイ等の価格が2倍以上になるなど極端に高騰しており、潜在顧客の購買意欲の減少並びに相対的に返済能力の低下があり、リースなどを拡大させるべき状況にありません。一方ミャンマー並びにスリランカでは直接貸付も行っており、

この分野においては現状需要が堅調で、貸付を増加させ好調となりつつあります。ここ数年間継続して損失を計上してきたインドネシアの事業が終了しましたことは今後の業績を下支えすることになります。

過去5年間、コロナ禍並びに同事業を行うGroup Lease PCL. が大型の裁判を行っていたことなどから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、営業貸付金が減少し、現金預金が増加して、売上高・セグメント利益ともに減少してきていました。2022年においては、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を開始いたしております。

### ③リゾート事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業ですが、当社グループの重要な事業となっておりますため解説しております。

当事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。当連結会計年度における売上高は2億3百万円（前年同期比303.4%増）、当期純損失は29百万円（前年同期は2億12百万円の当期純損失）となりました。コロナ禍による入国制限を受けてホテルが閉鎖されておりました2021年7月から11月まで、並びにホテルが再開して再度利益化した2021年12月から2022年6月までを当期間に計上しております。

当事業はタイ王国ピピ島においてリゾートホテルであるZeavola Resortを運営しております。欧米の富裕層を中心にした顧客層から支持を受ける環境に配慮した循環型のサスティナブルリゾートとして多くの表彰を受賞するファイブスターリゾートとして、高単価の宿泊・サービス収入を得ております。

当事業については3ヶ月遅れでの連結計算書類への反映がされており、当連結会計年度へは2021年7月から2022年6月までの12ヶ月間の業績が反映されております。2020年3月から2021年11月まで、新型コロナウイルスの影響により外国人の入国には厳しい制限が加えられており、観光客が入国することはほぼありませんでした。

このため、同ホテルでは2020年4月から基本的に閉鎖していたために、当該期間においても11月まではほぼ営業がされておませんでした。その一方で、従業員への給与支払い設備維持費、減価償却費などが重く、損失を計上しておりました。一方でタイ政府の入国規制緩和により、2021年12月に営業を再開したことにより、当連結会計年度においては前年同期を大きく上回る売上高増収となりました。タイ国内の在住外国人や海外の富裕層の国内外旅行が増加しており、12月以降はリゾート再開とともに当事業の客足が急回復し、利益化しております。特に同リゾートはこれまでも世界的なホテル賞を受賞してきておりますが、2022年においてもWORLD LUXURY HOTEL AWARDSでLuxury Boutique Resort 2022（アジア地域）を受賞いたしました。これらにより前年同期よりも改善いたしました。

## (2) 財政状態に関する分析

### ① 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて7億23百万円減少し、35億8百万円となりました。

流動資産は1億45百万円増加し、6億66百万円となりました。主な内訳は、現預金の増加56百万円、売掛金の増加35百万円、短期貸付金の増加1億5百万円、その他流動資産の増加46百万円、貸倒引当金の増加97百万円等であります。

固定資産は8億68百万円減少し、28億41百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の増加6百万円、投資その他の資産の減少8億75百万円であります。

流動負債は3億92百万円減少し、2億27百万円となりました。主な内訳は短期借入金の減少50百万円、関係会社短期借入金の減少2億57百万円、未払費用の減少38百万円等であります。

固定負債は関係会社長期借入金の増加3億78百万円により同額増加し、3億78百万円となりました。

純資産は7億8百万円減少し、29億2百万円となりました。利益剰余金の増加95百万円、為替換算調整勘定の減少8億1百万円等であります。

### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (3) 財産及び損益の状況

区 分	第18期 (令和元年9月期)	第19期 (令和2年9月期)	第20期 (令和3年9月期)	第21期 (当連結会計年度) (令和4年9月期)
売 上 高(千円)	9,318,905	7,750,542	5,772,600	682,697
経常利益又は経常損失(△)(千円)	212,652	△340,083	△392,721	160,976
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△448,133	△1,839,195	△1,183,017	55,179
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△12.53	△51.44	△33.09	1.54
総 資 産(千円)	43,979,140	39,074,588	4,231,333	3,508,046
純 資 産(千円)	18,228,935	12,691,471	3,611,303	2,902,643
1株当たり純資産額(円)	210.86	141.23	101.00	81.18

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	主要な事業内容
昭和ホールディングス株式会社	5,651,394千円	63.21%	グループ会社の統括及び経営指導

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

- イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項  
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。
- ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。
- ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Engine Holdings Asia PTE. LTD.	58,693千SGD	100.0%	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理
Engine Property Management Asia PTE. LTD.	19,204千SGD	100.0% (100.0%)	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合であります。

### (5) 対処すべき課題

- ・ 東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、タイ王国タイ証券取引所に上場しDigital Finance事業を営むGroup Lease PCL. を持分法適用関連会社とし、東南アジアを中心にDigital Finance事業を推進しております。現在進出しているのはタイ王国から、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦共和国、スリランカ民主社会主義共和国となっております。

タイ王国においてはピピ島でリゾートホテルを運営するP.P. Coral Resort Co., Ltd. を持分法適用関連会社として、リゾート事業を展開しております。

また、日本国内で行っていたコンテンツ事業についても、トレーディングカードゲームをベトナム社会主義共和国においては現地の大手書店と提携し販売し、インドネシア共和国においては直営店及びフランチャイズ契約店舗で販売し、タイ王国においても現地のカードショップで販売を行うなど、東南アジアでのコンテンツ事業を展開しております。

東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。



(6) 企業集団の主要な事業内容（令和4年9月30日現在）

事業名称	事業内容
コンテンツ事業	①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務 ②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用权、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、賃貸借）及び販売（譲渡）に関する業務

(7) 企業集団の主要拠点等（令和4年9月30日現在）

当社	本社：東京都江東区
Engine Holdings Asia PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国
Engine Property Management Asia PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国

(8) 使用人の状況（令和4年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
47名	2名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	2名減	39.0歳	10.42年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（令和4年9月30日現在）

借入先	金額
昭和ホールディングス株式会社	419,369千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和4年9月30日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 100,842,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 35,794,478株  |
| ③ 株主数        | 6,999名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SIX SIS LTD.	13,134,300株	36.73%
昭和ホールディングス株式会社	10,826,100株	30.28%
株式会社SBI証券	240,200株	0.67%
株式会社山鹿ホールディングス	230,000株	0.64%
JPモルガン証券株式会社	117,700株	0.33%
近藤 あけみ	100,000株	0.28%
堀川 浩寛	100,000株	0.28%
寒川 素子	86,000株	0.24%
日本証券金融株式会社	78,800株	0.22%
有利 道子	70,500株	0.20%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（39,400株）を控除して計算しております。

### (2) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（令和4年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	此 下 竜 矢	昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL. 取締役Deputy CEO
取 締 役	田 代 宗 雄	GL Finance PLC. 取締役 Thanaban Co., Ltd. 取締役
代 表 取 締 役	庄 司 友 彦	昭和ホールディングス株式会社 代表取締役COO兼CFO
取 締 役	菅 原 達 之	当社コンテンツ事業管掌
取締役（監査等委員）	近 藤 健 太	山根法律総合事務所所属弁護士
取締役（監査等委員）	佐 藤 一 石	昭和ゴム株式会社監査役
取締役（監査等委員）	大 徳 哲 雄	株式会社樹想社代表取締役

- (注) 1. 取締役近藤健太氏、取締役佐藤一石氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 取締役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。  
 3. 取締役近藤健太氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社監査等委員会の各委員は、当社の重要会議への出席が認められており、実際当該会議への出席を通じて情報収集を行っております。また、それら会議の事務局が、監査等委員会の職務を補助するものとなり、監査の実効性と効率を高めるよう努めております。これらの事情を含め、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等

イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（賞与及びストック・オプションを含む）につきましては、平成27年12月24日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監査が働く仕組みとなっております。取締役の個人別の決定方針については、取締役会で代表取締役社長に委任する方針を決定しております。各取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、取締役の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。又、当社におきましては、役員退職慰労金はございません。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が算定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

具体的な取締役の報酬につきましては役員報酬の総額を極力抑えたいうえで、代表取締役社長兼CEO此下竜矢に委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長兼CEOは当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域を踏まえ、取締役の個人別の報酬の算定方法及び各取締役の職責の評価をするのに最も適切な者であると考えためであります。

ロ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（賞与及びストック・オプションを含む）につきましては、平成27年12月24日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額80,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40,000千円以内、ストック・オプションは取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員である取締役あわせて年額160,000千円以内としております。当該株主総会決議に係る会社役員員の員数は、取締役（監査等委員を除く。）8名、監査等委員である取締役3名であります。

ハ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）（うち社外取締役）	7,260 (一)	7,260 (一)	— (一)	— (一)	2 (一)
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	6,600 (2)	6,600 (2)	— (一)	— (一)	2 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）のうち2人は無報酬のため含んでおりません。

2. 監査等委員である取締役のうち1人は無報酬のため含んでおりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役近藤健太氏は山根法律総合事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社の監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 近藤健太	当事業年度において開催された取締役会14回の内13回に出席し、監査等委員会10回の内10回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐藤一石	当事業年度において開催された取締役会14回の内12回に出席し、監査等委員会10回の内10回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人アリア

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて全面改定いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的コンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。
  - ハ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
  - ニ. 子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規程を見直し再策定する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - ロ. 各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。
  - ロ. 事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
  - ハ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。
  - ニ. 関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ. リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ニ. 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。
- ロ. 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
- ハ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ニ. 子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑪ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑫ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。



⑬ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を14回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改定し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

② リスク管理体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規定及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、また、リスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

第21期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、定期的開催している幹部社員の会議またはメール等によるコンプライアンスに関する情報伝達共有を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに検出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第21期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	666,717	流 動 負 債	227,034
現金及び預金	234,058	支払手形及び買掛金	27,939
受取手形及び売掛金	119,036	短期借入金	18,058
仕 掛 品	14,230	関係会社短期借入金	41,025
短期貸付金	679,356	未 払 費 用	59,841
そ の 他	117,183	未 払 法 人 税 等	24,374
貸倒引当金	△497,147	未 払 消 費 税 等	7,638
		そ の 他	48,157
		固 定 負 債	378,369
		関係会社長期借入金	378,369
		負 債 合 計	605,403
固 定 資 産	2,841,329	純 資 産 の 部	
有形固定資産	6,755	株 主 資 本	4,355,774
建物附属設備	6,228	資 本 金	4,007,892
工具器具備品	527	資 本 剰 余 金	6,118,472
投資その他の資産	2,834,574	利 益 剰 余 金	△5,729,629
関係会社株式	2,638,543	自 己 株 式	△40,961
長期貸付金	34,870	その他の包括利益累計額	△1,453,131
破産更生債権等	4,431	その他有価証券評価差額金	12,296
そ の 他	239,387	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,465,428
貸倒引当金	△82,658	純 資 産 合 計	2,902,643
資 産 合 計	3,508,046	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,508,046

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		682,697
売上原価		408,406
売上総利益		274,290
販売費及び一般管理費		188,932
営業利益		85,358
営業外収益		
受取利息	18,676	
為替差益	142,253	
その他	22,625	183,555
営業外費用		
支払利息	12,182	
持分法による投資損失	58,681	
貸倒引当金繰入額	33,298	
その他	3,775	107,937
経常利益		160,976
特別損失		
貸倒引当金繰入額	46,170	46,170
税金等調整前当期純利益		114,806
法人税、住民税及び事業税	38,768	
法人税等調整額	20,858	59,626
当期純利益		55,179
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		55,179

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和3年10月1日 残高	4,007,892	6,118,472	△5,824,715	△40,961	4,260,688
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			55,179		55,179
連結範囲の変動			39,906		39,906
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	95,086	—	95,086
令和4年9月30日 残高	4,007,892	6,118,472	△5,729,629	△40,961	4,355,774

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整	その他の包括利益累計額合計	
令和3年10月1日 残高	14,864	△664,248	△649,384	3,611,303
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				55,179
連結範囲の変動				39,906
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,567	△801,179	△803,747	△803,747
連結会計年度中の変動額合計	△2,567	△801,179	△803,747	△708,660
令和4年9月30日 残高	12,296	△1,465,428	△1,453,131	2,902,643

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 Engine Holdings Asia PTE.LTD.  
Engine Property Management Asia PTE.LTD.  
Brain Navi (Thailand) Co.,Ltd.

当連結会計年度より、重要性が増したためBrain Navi (Thailand) Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 11社
- ・持分法適用関連会社の名称 Engine Property Management Asia Co.,Ltd.  
P.P.Coral Resort Co.,Ltd.  
Group Lease PCL.  
Thanaban Co.,Ltd.  
Group Lease Holdings PTE.LTD.  
GL Finance PLC.  
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.  
BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.  
GL-AMMK Co.,Ltd.  
Comfort Services Development Co.,Ltd.  
Commercial Credit and Finance PLC

PT Group Lease Finance Indonesiaは清算手続中にあるため持分法適用範囲から除かれております。

Trade Finance and Investments PLCはCommercial Credit and Finance PLCに吸収合併されたため持分法適用範囲から除かれております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・当該会社等の名称 Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.  
Sanwa Asia Links Co.,Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Engine Holdings Asia PTE. LTD.	12月31日
Engine Property Management Asia PTE. LTD.	12月31日
Brain Navi (Thailand) Co., Ltd.	12月31日

(注) これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

## 2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記

「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当社は以前から当該会計基準に合致した会計処理を行っておりましたため、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 関係会社株式の評価

#### イ. 勘定科目名および当連結会計年度計上額

勘定科目	当連結会計年度計上額
関係会社株式	2,638,543千円

#### ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

持分法適用関連会社に対する投資（関係会社株式）の評価については、投資先の財務内容や今後の見通しなど、現時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りをしております。このうち、持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. への投資については、後述（9. その他の注記（追加情報））に記載のとおり、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等に関連したタイ法務局特別捜査局の調査の進展やJTRUST ASIA PTE. LTD. との訴訟の進展次第で、投資の回収可能価額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,760千円

(2) 偶発債務  
(訴訟事件)

9. その他の注記(追加情報)の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載の事項をご参照ください。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	35,794,478	—	—	35,794,478

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	39,400	—	—	39,400



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### 1. 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達については主に銀行借入やグループファイナンスにより行い、必要に応じてエクイティファイナンスも行う方針です。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針であります。

#### 2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社株式及び貸付金は、投融資先の業績変動リスク、為替変動リスクのほか、海外展開先のカントリーリスクなど各種のリスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。関係会社借入金は、グループファイナンスによる借入金であります。

#### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 投融資先の業績変動リスク及び為替変動リスク等の管理

関係会社株式及び貸付金については、定期的に投融資先の財務等の状況、為替等の変動を把握し、継続的にモニタリングする方法により、リスクを管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品等は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関係会社長期借入金	378,369	383,222	4,853
負債計	378,369	383,222	4,853

(\*1) 現金・預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、関係会社短期借入金、未払法人税等は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることなどから、記載を省略しております。

(\*2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額 2,638,543千円）は、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

1. 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当ありません。
2. 時価をもって連結貸借対照表計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計 (千円)
関係会社長期借入金	—	383,222	—	383,222
負債計	—	383,222	—	383,222

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 81円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円54銭  |

## 8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	682,697
その他の収益	—
合計	682,697

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の⑤重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約から生じた債権等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	83,560
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	119,036

## 9. その他の注記

(追加情報)

- (1) 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE.LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下、「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD. が保有する貸付債権等（以下、「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下、「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下、「タイDSI」という。）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の「JTRUST ASIA PTE.LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE.LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイDSIの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するGL持分法投資（当連結会計年度末の株式簿価21億円）の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるG Lが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下、「J T A」という。)は、G LがT A I S E Cから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国等において当社グループに対して各種の訴訟を提起しており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T Aが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

① J T Aが行っている主要な訴訟の概要  
イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有していましたが、J T A はG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (EHA) 暫定的資産凍結命令申立訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	上記 (EHA) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令 (暫定的資産凍結命令) が下されております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令 (暫定的資産凍結命令) となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T A は、当社連結子会社の Engine Holdings Asia PTE. LTD. (以下、「EHA」という。) 他 1 社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T A が G L に対して実施した投資 (転換社債合計 2 億 1 千万米ドル・日本円で約 223 億円、及び G L 株の購入他 5 億 27 百万タイバツ) について、G L H が他の被告と共謀し、J T A に投資を促すために、G L の財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為に E H A も参画しているという主張から E H A 他 1 社に対し損害賠償請求を求めております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T A は、シンガポールにおいて、G L H、此下益司氏、並びに当社グループではないその他 5 社に対し、J T A の投資額 (最低 2 億 1 千万米ドル) の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. に対し此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドル(約26億円)の支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aが24百万米ドル(約26億円)の損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社親会社である昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 暫定的資産凍結命令申立訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L Hほか此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドル(日本円約142億円)の資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億2千万米ドルまでの通常に事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	同上

②当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいりる所存であり、J T Aに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

# 貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,246,867	流 動 負 債	139,528
現金及び預金	13,142	買 掛 金	13,999
受取手形及び売掛金	103,017	関係会社短期借入金	41,000
仕 掛 品	14,230	未 払 金	27,952
関係会社短期貸付金	3,835,417	未 払 法 人 税 等	24,339
そ の 他	121,022	そ の 他	32,236
貸倒引当金	△839,963	固 定 負 債	378,369
		関係会社長期借入金	378,369
		負 債 合 計	517,897
固 定 資 産	21,904	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	6,613	株 主 資 本	2,750,874
建物付属設備	6,228	資 本 金	4,007,892
工具器具備品	385	資 本 剰 余 金	3,730,492
投資その他の資産	15,290	資 本 準 備 金	3,530,595
破産更生債権	4,431	その他資本剰余金	199,896
敷金及び保証金	15,333	利 益 剰 余 金	△4,935,109
そ の 他	90,171	その他利益剰余金	△4,935,109
貸倒引当金	△94,645	繰越利益剰余金	△4,935,109
		自 己 株 式	△52,401
		純 資 産 合 計	2,750,874
資 産 合 計	3,268,771	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,268,771

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		682,697
売 上 原 価		408,406
売 上 総 利 益		274,290
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		165,361
営 業 利 益		108,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,583	
雑 収 入	18,631	
為 替 差 益	36,683	57,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,059	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,981	
そ の 他	1,325	20,365
経 常 利 益		146,462
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	737,094	737,094
税 引 前 当 期 純 損 失		590,631
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		38,768
当 期 純 損 失		629,400

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
令和3年10月1日 残高	4,007,892	3,530,595	199,896	3,730,492	△4,305,709	△4,305,709
事業年度中の変動額						
当期純損失					△629,400	△629,400
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△629,400	△629,400
令和4年9月30日 残高	4,007,892	3,530,595	199,896	3,730,492	△4,935,109	△4,935,109

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
令和3年10月1日 残高	△52,401	3,380,274	3,380,274
事業年度中の変動額			
当期純損失		△629,400	△629,400
事業年度中の変動額合計	—	△629,400	△629,400
令和4年9月30日 残高	△52,401	2,750,874	2,750,874

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法及び定額法  
耐用年数は次のとおりであります。  
建物付属設備 8年～15年  
工具、器具及び備品 4年～6年

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を提起要しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 2. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記

「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当社は以前から当該会計基準に合致した会計処理を行ってまいりましたため、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金の回収可能性

イ. 勘定科目名および当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度計上額
関係会社短期貸付金	3,835,417千円
貸倒引当金	△839,963千円

ロ. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社短期貸付金はEngine Holdings Asia PTE. LTD. に対する貸付金であり、財務内容等の基づく弁済能力を評価して、貸倒引当金の計上の要否を検討しております。同社が保有するG L株式などの評価に悪影響を及ぼす事態が生じた場合、貸付金の回収可能価額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	105,748千円
長期金銭債権	83,880千円
短期金銭債務	9,220千円

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	一千円
--------	-----

(2) 偶発債務

JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地：シンガポール共和国、代表者の役職・氏名：代表取締役 藤澤信義) は、2021年6月21日、当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. に対し、此下益司氏及びGroup Lease PCL. の詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、現在係争中であります。

上記訴訟は不当なもので、当社といたしましては、法律顧問と相談し、会社の正当性を主張してまいります。

(3) 減価償却累計額 571千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 (売上原価)	4,059千円
営業取引 (販売費及び一般管理費)	3,047千円
営業取引以外	38,400千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	39,400	—	—	39,400
合 計	39,400	—	—	39,400

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金超過額、関係会社株式評価損、繰越欠損金、認定利息等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等 (人)	事業上の関係				
親会社	昭和ホールディングス株式会社	被所有直接63.21	2	株式の保有	経営指導料の支払い (注1)	33,600	未払金	3,480
					資金の借入 (注2)	119,000	関係会社短期借入金	41,000
					資金の返済 (注2)	58,000		
					長期資金の借入(注2)	378,369	関係会社長期借入金	378,369
					利息の支払 (注2)	10,435	未払利息	5,740
					資金の貸付 (注2)	16,000	関係会社短期貸付金	—
					資金の回収	16,000		
					利息の受取 (注2)	165	未収利息	165

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員 の 兼任等 (人)	事業上 の 関係				
子会社	Engine Holdings Asia PTE. LTD.	所有 直接100.00	1	株式の 保有	—	—	関係会社短期貸付金 (注4)	3,775,819
					—	—	未収利息 (注4)	98,168
関連会社	P.P.Coral Resort Co.,Ltd.	所有 間接 64.00	—	株式の 保有	資金の貸付 (注2)	15,480	関係会社短期貸付金	59,598
					利息の受取 (注2)	1,769	未収利息	2,343
親会社の子会社	株式会社ルーセントアスリートワークス	—	—	親会社の子会社	長期資金の貸付(注2)	—	関係会社長期貸付金 (注4)	34,870
親会社の子会社	Brain Navi Vietnum Co.,Ltd.	—	1	親会社の子会社	商品の販売	17,537	長期未収入金 (注4)	33,530

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

(注3) Engine Holdings Asia PTE. LTD. の関係会社短期貸付金は、担保として持分法適用関連会社Group Lease PCL. 株式を当社が受け入れております。なお、担保料の受取はありません。

(注4) 貸倒引当金を903,662千円計上しております。当期に、754,631千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 76円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 17円60銭 |

## 連結計算書類に関する監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

#### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉澤 将弘

#### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 限定付適正意見の根拠

連結注記表9. その他の注記—追加情報 ((1) 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について)に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局による捜査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、連結注記表9. その他の注記—追加情報 ((2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。これらの操作や訴訟の展開次第では、会社グループが保有するGL持分法投資(当連結会計年度末の関係会社株式簿価21億円)の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映されていない。

当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、前連結会計年度の連結計算書類に対して限定付適正意見を表明することとした。これらは、当連結会計年度においても解消していないため、当連結会計年度の連結計算書類について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE.LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響については、タイ法務省捜査局による調査が継続しており、現在も未解決事項となっており、当監査法人は、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に関する監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員

公認会計士

茂木 秀俊

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

吉澤 将弘

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表4. 貸借対照表に関する注記(2)（偶発債務）に記載のとおり、会社は、JTRUST ASIA PTE. LTD. から24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果に付き以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年11月24日

株式会社ウェッジホールディングス 監査等委員会

社外監査等委員 近 藤 健 太 ㊟

社外監査等委員 佐 藤 一 石 ㊟

監 査 等 委 員 大 徳 哲 雄 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社は、アニメや漫画に係るツアーの企画・運営および、スポーツイベント／ツアーの企画・運営を行う事業に参入し、その事業内容に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～48. (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～48. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>49. 旅行業法に基づく旅行業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>50. インターネットを利用した情報提供サービスの運営、並びに宿泊施設、観光施設、飲食店、各種イベント等の予約の代理、媒介または取次業務</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>51. 旅行・観光地および文化・自然に関する情報提供並びにセミナーの開催、企画及び運営</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
1	このした たつ や 此 下 竜 矢 (昭和47年3月22日生)	平成18年 United Securities PCL. CEO 平成20年6月 昭和ゴム株式会社（現 昭和ホールディングス株式会社）代表取締役CEO 平成21年6月 同社取締役兼代表執行役CEO 平成22年8月 明日香食品株式会社代表取締役 平成23年4月 Group Lease PCL. 取締役 平成23年7月 明日香食品株式会社代表取締役社長（現任） 平成23年8月 当社代表取締役会長 平成25年10月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 平成30年2月 Group Lease PCL. 取締役CEO 平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO（現任） 令和2年10月 Group Lease PCL. 取締役 Deputy CEO（現任） (重要な兼職の状況) 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL. 取締役 Deputy CEO	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
2	たしろむねお 田代宗雄 (昭和47年9月16日生)	平成19年12月 当社代表取締役専務 平成20年5月 当社代表取締役社長 平成21年2月 Engine Holdings Asia Pte.Ltd. 取締役 (現任) 平成21年4月 Group Lease PCL. 取締役 平成23年7月 明日香食品株式会社取締役 平成25年10月 当社取締役 (現任) 平成25年10月 Group Lease Holdings Pte.Ltd. 取締役 (現任) 平成26年7月 Thanaban Co.,Ltd. 取締役 (現任) 平成26年7月 GL Finance PLC. 取締役 (現任) 平成26年8月 GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 平成28年12月 Group Lease PCL. 取締役COO (重要な兼職の状況) Thanaban Co.,Ltd. 取締役 GL Finance PLC. 取締役	50,000株
3	しょうじともひこ 庄司友彦 (昭和45年4月28日生)	平成13年6月 株式会社イーネット・ジャパン監査役 平成16年6月 株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長 平成18年5月 株式会社WAVE取締役 平成21年1月 新東京シティ証券株式会社取締役COO 平成21年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当 平成21年10月 昭和ゴム技術開発株式会社取締役 平成22年6月 明日香食品株式会社取締役 (現任) 平成23年8月 当社取締役 平成24年1月 昭和ゴム株式会社取締役 (現任) 平成28年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役総務・財務担当 平成30年2月 当社代表取締役 (現任) 平成30年4月 Group Lease PCL. 取締役 平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役COO兼CFO (現任) (重要な兼職の状況) 昭和ホールディングス株式会社代表取締役COO兼CFO	20,000株
4	すがわらたつゆき 菅原達之 (昭和51年1月20日生)	平成22年1月 当社執行役員 平成24年10月 当社ユニコン事業部GM 令和元年10月 当社ユニコン・ホビーカンパニー社長 (現任) 令和3年12月 当社取締役 (現任)	一株

(注1) 各候補者と当社に間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 此下竜矢氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者) であります。

庄司友彦氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役COO (最高執行責任者) 兼CFO (最高財務責任者) であります。



### 第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法上第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し年額100百万円（上限4,000個）、および監査等委員である取締役に対し年額25百万円（上限1,000個）の範囲で、また当社従業員並びに当社の関係会社（兄弟会社含む）の取締役、従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社の取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。当社取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役3名に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額（それぞれ年額100百万円、年額25百万円の範囲）につきましては、この度ご承認をお願いしている発行可能な新株予約権の個数、並びに想定される行使価額を鑑み、取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を勘案し定めたものとなります。

#### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役および当社従業員並びに当社の関係会社（兄弟会社含む）の取締役、従業員に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

#### II. 株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

##### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権7,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式700,000株を上限とし、下記Ⅲ. 1により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

##### 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### III. 株主総会の決議に基づき取締役会に委任することができる募集新株予約権の内容

##### 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目

的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

## 3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

② 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、上記の行使価額は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{\begin{array}{r}
 \text{新規発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array} \times \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}}{\begin{array}{r}
 \text{1株当たりの株価} \\
 \text{既発行株式数+新規発行株式数}
 \end{array}}$$

- i 上記行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という。）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（取引が成立しない日を除く。）における終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位まで算出する。
- ii 上記行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

（2）調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行決議日後2年を経過した日から当該発行決議の日後10年を経過する日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 5. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合は行使することができないものとする。ただし、当社が上記地位の喪失につき正当事由があると判断する場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社に対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、当社又は当社関係会社において、当社との間の信頼関係が喪失したものと判断されていないことを要する。

(3) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。

(5) その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社総会決議及び新株予約権の発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約で定める。

#### 6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

## 7. 新株予約権の取得条項

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。ただし、(1)及び(4)の場合は当社取締役会決議によって取得の日を別途定めるものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）で承認された場合
- (2) 新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合
- (3) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
- (4) 前各号のほか、当社の取締役会において新株予約権の全部又は一部の取得を決議した場合

## 8. 組織再編等に伴う取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記9. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使条件

上記5. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. その他

新株予約権のその他の事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

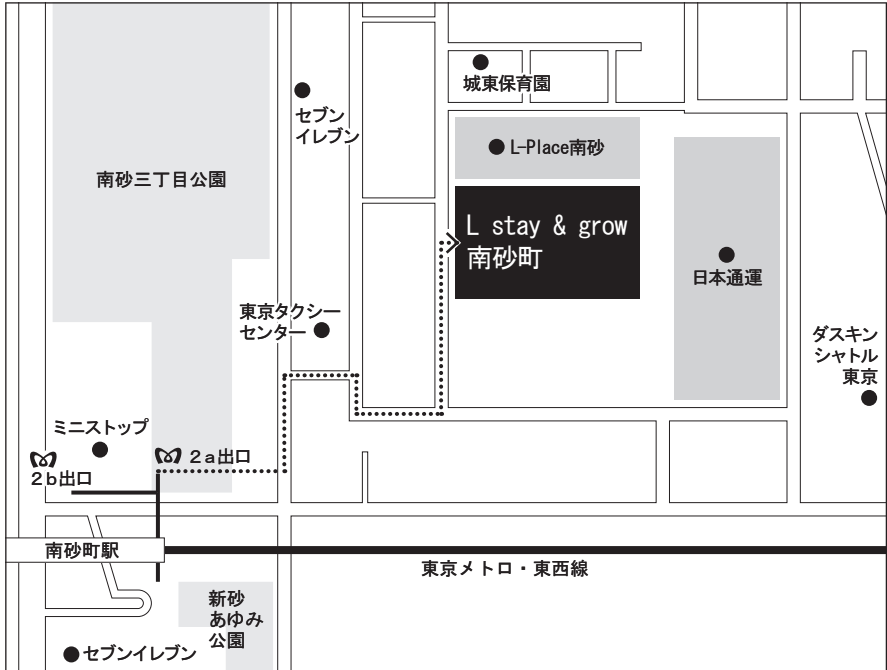
以 上



# 株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都江東区南砂7丁目10-14

L stay & grow 南砂町 2階



<会場までの交通機関>

- ・東京メトロ東西線 南砂町駅2a出口より徒歩5分

※ 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。